

琉球処分以後、明治期における沖縄社会構造

—伊波普猷を中心とした「新知識人」集団の誕生の考察のために—

芳澤拓也

はじめに

沖縄の歴史を概観すれば、「唐世」→「大和世」→「アメリカ世」→「大和世」という変遷をたどっている。ここで「唐世」→「大和世」への移行期、近代沖縄における学的空間が誕生した。その中心にいたのが、後に「沖縄学の父」と呼ばれる伊波普猷(1876-1947年)¹⁾である。私の関心は、伊波を中心として形成された沖縄における近代学的空間²⁾を当時の沖縄の歴史・社会に置き直すことによって再構築する事にある。この「唐世」→「大和世」への移行期は、明治政府による強制的な琉球処分(廃藩置県)によって沖縄が明治国家に取り込まれていく時期であった。この時期は、前資本主義社会から資本主義社会への移行、日清・日露・日中・太平洋戦争へと突き進む日本帝国主義化の進行の時期として特徴づけられる。沖縄は、こうした変化とその圧倒的な力関係の下で自らを再構造化しつつ、「中央」と「地方」の格差構造、「進んでいる本土」と「遅れている沖縄」という差別構造に取り込まれていくことになる。近代沖縄学的空間は、こうした中で自己を規定し続けながら歴史的に登場してきた。

本稿ではこの近代沖縄学的空間が、いかなる社会構造を眼前にしつつ誕生したのかということ念頭に置きつつ、この時期の沖縄社会の再構造化の過程を概観していきたい。その際描写の対象とするのは、近代沖縄に形成された支配的空間、すなわち政治空間、経済空間、教育空間の再構造化の様子である。ここでの記述は、近代沖縄学的空間の生成過程そのものに立ち入らない。しかし近代沖縄学的空間が、どのような支配的社会関係構造の中でそのアイデンティティーを示そうとしたのかということについての一側面を見ること

ができるように思える。結論から言えば、先述の三つの空間では、ヘゲモニー獲得をめぐる、大量に流入してきた本土出身者と旧琉球藩における支配層とが(対立、接近、懐柔などの戦略を駆使しながら)闘争した。その過程で、本土出身者と旧支配層とは新たに「近代的」支配集団として凝集化しつつ、同時に他の社会集団からの支配空間への参入を制限することとなった。伊波を例にとってみよう。彼は、政治家を意識して高等教育を志向したとき、高等教育機関がなかった沖縄を出なければならなかった。そして、謝花昇による自由民権運動が失速し、謝花が県庁からはじき出されるのとほぼ時を同じくして、伊波は政治への道を断念している³⁾。さらに帰郷後県立沖縄図書館館長に嘱託されるまでの三年間、彼は定職に就けていない。つまり、本土へ出て学的権威としての学歴資本を手にしたにもかかわらず、伊波は近代沖縄における支配的空間からは排除されたのである。おそらくこうした事態は、伊波をはじめとした新たな知識を身につけた人々を集団化させる条件の一部を成し、同時に彼らを意識的にも無意識的にも規定したのであろう。したがって本稿は、近代沖縄学的空間を近代沖縄支配的空間との関係の中で捉える上での基礎作業となる。

なお本稿では、上の課題にそって明らかにすべき期間を1879(明12)年の琉球処分から、伊波が東京帝国大学文学科言語学専修を卒業し沖縄に帰郷した1906(明39)年前後あたりまでに設定した。このことは、近代沖縄学的空間の形成において中心的な役割を果たした伊波が本土への進学以前に見たであろう沖縄の社会構造、そして彼が帰郷し学的空間の創造に取りかかる時に眼にした沖縄の社会構造を復元することを意図している⁴⁾。

日本本土における藩閥専制支配体制から立憲体制への一応の転換は、1872（明5）年の徴兵令、73（明6）年の地租改正法（84、明17年、地租条例）、78（明11）年の三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）、84（明17）年の華族制度、翌年の内閣制、89（明22）年の大日本帝国憲法発布、90（明21）年の府県制・群制（市制・町村制は88、明21年）、教育勅語という流れの中で進められたが、沖縄における制度基盤整備は、土地整理（99-1903年、地租改正から29年遅れ）、府県制特例（1909年、新三法から31年、府県制・群制からは19年遅れ）ともに大きく遅れた。こうして沖縄における明治期は、旧琉球藩支配システムを引き継いだ「旧慣温存」期から弱いながらも自治の形態をともなった「特別制度」期への移行として理解できる。第一章では、この二つの制度基盤を概観する。支配的空間としての政治、経済、教育空間は、こうした制度基盤の移行に規定されつつ再構造化される。その過程を第二、三、四章で描くことにする。

第一章 「旧慣温存」と「特別制度」- 明治期沖縄における制度的基盤 -

琉球処分から伊波の帰郷前後への時間的経過の中で、沖縄社会は、大きな転換を見せる。時期区分を行うならば、それは明治期を前期と後期に分けることができる。明治前期とは、旧琉球藩期に行われた封建的な支配システムを継承した「旧慣温存」制度期であり、後期とは、わずかながらも自治の基盤を用意した「特別制度」期である。

I. 「旧慣温存」制度期。「旧慣温存」とは、廃藩置県から日清戦争（1894-95年、明27-28年）を経て土地整理（1899-1903年、明32-36年）に至る時期の明治政府の対沖縄政策の基調を特徴づける言葉である。明治政府は、土地・租税・地方制度といった農民統治・収奪体系、そして秩禄（家禄）などの旧支配層の既得権益を王府から引き継いだ。

引き継がれた農人統治・収奪体系についてまとめると以下ようになる。第一に土地制度。旧制度の土地制度の根幹は、地割制度と呼ばれるがその特徴は、①村落共同体（間切・村）を基盤とした土地の共同所有、②共同体

成員（地人）の年齢・性別・資力などによる耕作地の一定年限毎の再配分（地割替え）といえる。第二に租税制度。その特徴は、①租税についての村落共同体の連帯責任、②原則としての現物納、および特定地域への特定の税品の義務づけなどである。沖縄本島・周辺離島の一定地域における貢糖・買上糖、人頭税が適用された宮古・八重山における貢布は、農民を過酷な状況においた⁹⁾。第三に地方制度。置県以後の統治機構は、県庁・郡役所・島役所・警察署などの体制が作られ、主要ポストは全て本土出身者に占められたが、彼らの監督下、藩制時代存在した間切・村の行政機構とその行政担当者としての地方役人（じかたやくにん）層がほぼそのまま温存された。地方役人層には、地割制度、納税制度を活用しながら日常的な不正行為を働くものも少なくなかったという。さらに旧支配層の既得権益である秩禄（家禄）も引き継がれた。これによって、旧支配層の中樞を担った有禄士族層は、金禄による経済基盤を確保することになる。

この方針を「県治の一大主義」として提唱したのは、琉球処分官松田道之だった⁹⁾。ただし、1881（明14）6月-1883（明16）4月に在任した上杉県令は、税目の整理、地方役人の整理といった農民負担軽減のための部分的改正を進めている。が、上杉から県政を引き継いだ岩村県令によってその改正措置は次々と廃止され、さらには旧藩王とその一族への膨大な私有財産認定、旧支配層への金禄支給の無期限継続が行われている。

II. 「特別制度」期。「旧慣制度」は、①その租税負担額が住民にとって過酷であったため滞納額が累積しつづけ、また共同体が納税主体だったため滞納処分が難しかった、②租税負担軽減、旧慣改廃を要求する一般農民層の運動が展開され、また意図的な滞納も現れた、③寄留商人や地方役人の不正・腐敗行為が日常化し、制度が機能しなかった等の理由があり、明治政府は期待したような国庫収入を上げることができない状況を迎えていた。こうして、1880年代後半あたりから明治政府は「旧慣」修正の方向を志向し始める。またこの時期には、政府・県庁の沖縄旧支配層へ

の懐柔戦略も一定の効果をあげ、旧支配層の最も頑固な反体制派は孤立し、新体制への順応派も形成されてきていた。こうした変化には、一方で日清戦争における清国の敗北があり、他方で旧藩王家を中心とした旧支配層が金禄を資本とした経済活動を行い沖縄唯一の財閥をなす中で、彼らが資本主義社会で生き残る基盤を作りつつあったことが背景にある。

沖縄県地方制度の「抜本的改革」をざっと概観すると以下のようなになる。1896(明29)年公布・施行された郡編制・沖縄県制、1897(明30)年公布・施行の沖縄県間切島吏員規定、1898(明31)年公布・翌年施行の同間切島規定、1907(明40)年公布・翌年施行の沖縄県及島嶼町村制、1909(明42)年公布・施行の府県制特例などである。

まず知事以下の官僚系統の確立過程を見よう。郡編制によって、県内は五群(島尻・中頭・国頭・宮古・八重山)に再編成され、各郡に郡長と郡書記(宮古・八重山両郡には島司と島庁書記)が置かれた。その後、沖縄県間切島吏員規定によって「旧慣」時代の地方役人は整理され、従来の番所は役所に切り替えられた。さらに、土地整理事業が終了し私的所有権と租税義務の法認が行われ「近代的」な土地制度・納税制度の基盤が整い、さらに日露戦争を経た後、沖縄県及島嶼町村制が布かれ、各間切が町村に、村が区に改称され、知事一町村長一区长という官僚系統が確立する。この官僚形態の特徴は、知事に大きな権限が与えられたという点にある。官僚機構の要職の任命権はもちろん、町村行政の監督権、命令権、処分権を持ち、結果、議決権よりも執行権の方が強化された。

次に、自治形態の成立過程を追っていこう。沖縄県最初の自治的形態は、沖縄県制によって定められた首里・那覇区の区会であった。しかし、区长は官選の郡長が兼任。区議会員の選挙は、直接国税年額二円以上納入者の区公民による三級の等級選挙制。議決権は、歳入出予算の決定・区有財産の販売に限定され、かつ予算などについては知事の権限で削減されるなど、弱い自治権しか持たされなかった。その後、沖縄県間切島規定によって間切・島は法人化され、予算についてある程度自治権の

ある間切会・島会が置かれた。ただ、両会に対する規定は、内務大臣が許可し知事が制定するという形をとり、同時にその機能は、郡役所の指導によって作られた予算を形式的に議決するにとどまる。さらに沖縄県及島嶼町村制では間切会・島会が町村会に改称されるが、町村会議員選挙は、直接国税納入者に限られた。府県制特例では県議会が生まれるが、議員の選挙は町村議員と区会議員が行う複選制がとなり、また被選挙権資格者は町村会または区会議員に限られ、かつ直接国税年額五円以上を納めるものに限定された(他府県では三円以上の納税者全員が被選挙権をもっていた)。さらに他府県では設置されていた県参事会は置かれず、その権限は知事に委譲されている(本土における府県制施行は、1890、明23年であったが、沖縄県制が他府県並みの自治権を獲得するのは、それから30年後の1920、大9年である)。

こうした制度的基盤の上に、近代沖縄における政治・経済・教育空間は再構造化されていくことになる。

日本本土における藩閥専制支配体制から立憲体制への一応の転換は、1872(明5)年の徴兵令、73(明6)年の地租改正法(84、明17年、地租条例)、78(明11)年の三新法(郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則)、84(明17)年の華族制度、翌年の内閣制、89(明22)年の大日本帝国憲法発布、90(明21)年の府県制・群制(市制・町村制は88、明21年)、教育勅語という流れの中で進められたが、沖縄における制度基盤整備は、土地整理(99-1903年、地租改正から29年遅れ)、府県制特例(1909年、新三法から31年、府県制・群制からは19年遅れ)ともに大きく遅れた。こうして沖縄における明治期は、旧琉球藩支配システムを引き継いだ「旧慣温存」期から弱いながらも自治の形態をともなった「特別制度」期への移行として理解することができる。第一章では、この二つの制度基盤を概観する。支配的空間としての政治、経済、教育空間は、こうした制度基盤の移行に規定されつつ再構造化される。その過程を第二、三、四章で描くことにする。

第二章 近代沖縄政治空間の再構造化

近代沖縄政治空間は、明治前期における県庁と旧支配層との政治的ヘゲモニー争い、後期における両者の政治的結合という変遷をたどった。

I. 明治前期。政府は、松田道之琉球処分官以下警官160名、歩兵大隊400名を派遣、琉球の支配層の抵抗を排除し強引に琉球藩を廃止し沖縄県を設置した。これによって、琉球藩王を中心とした旧支配層はその政治的支配基盤を決定的に失う⁹⁾。しかし明治政府は、沖縄の内部にその権力基盤を持っておらず、その支配を行き渡らせるためには旧支配層の媒介・協力を必要とした¹⁰⁾。これに対し旧支配層は、琉球処分当初の県政ボイコット運動や「脱清」を企て琉球藩藩政を清に嘆願する行動をくり返すことによって琉球処分に對抗する。対して政府・県庁がとった戦略は、飴と鞭の戦略であった。彼らは、一方で県政への不服従運動を弾圧しつつ、他方で旧支配層の既得権を保障する手段として「旧慣」を温存し、「非常特別ノ優待」を用いて、彼らを県政に引き入れようとしたのである。

まず、旧藩王とその一族に対しては、膨大な私有財産の認定が行われた。さらに「金禄」の制度が、藩王以下の旧支配層の権益を保障する¹¹⁾。その対象になったのは、有禄士族と呼ばれるかつての政治機構の中枢を担っていた層であった。対して、旧支配層の下層部に属していた大部分の無禄士族が手にしたのはわずかな「手当金」であった。収入・職を失った彼らの中には、窮乏のはてに居住人として農村に移動し百姓になるもの、士族の肩書きを捨てるものも出た。こうした政府・県庁の格差化された懐柔戦略は、旧支配層の頑固な反体制派を孤立させ、中立派・体制順応派を出現させた。

にも関わらず、旧支配層の政治的イニシアチブへの志向は簡単には消滅しなかった。その志向が大きくなるとなると現れたのは、公同会運動である。公同会が結成されたのは、1896(明29)年、日清戦争終結の翌年である。この会には、置県以来反目関係にあった開化・頑固両党¹²⁾の有力者が加盟、また太田朝敷¹³⁾、高嶺朝教らの新しいエリート層も加わり、新

旧支配層が結集した。運動は、首里・那覇の士族、地方役人層を中心に全県を遊説する形で展開され、73,000人の署名を集め、政府に尚家(旧藩王家)を世襲の県知事とする「特別制度」の実現を訴えた。この運動は、政府からの圧力に圧倒され溶解する。

II. 明治後期。この時期政治空間は、政府・県庁と旧支配層の対立から、両者の結合形態と民衆運動・自由民権運動との対立の構図へと移行する。政治空間外部からの圧力を生み出した民衆運動は、「旧慣」廃止運動として「旧慣」制下において既に展開されていた。1881-82(明14-15)年、粟国島で島民による村吏不正行為の糾弾、租税徴収簿の公開要求運動が起こったが、これ以後旧慣廃止運動が県内各地で多発した。中でもより組織的な運動を展開したのが宮古島における人頭税廃止運動である。宮古島の人頭税は、本島・各離島と違い、課税対象が土地ではなく人の頭数にあったことに特徴があった。貢租負担は、耕作地の保有高に関係なく15歳~50歳までの男女に割り振られた。それが住民に課した重税は役人の専横により過酷さを増し、貢税納期になると自殺、嬰兒殺し、逃亡などが相次いだ。こうした状況を見かねた城間正安¹²⁾は、水産業を営むために来島した中村十作¹³⁾と協力し、農民代表の平良真牛、西里蒲らと、士族層や県当局の妨害をくぐり抜けて1893(明26)年上京、国会にて請願運動を展開した。税制改革、土地制度改革、他県同様の自治の承認と官吏役人の削減をその内容とした「沖縄県政改革請願書」は、1894(明27)年、第八回議会において審議され、80万円の県政改革費が可決された。この運動が契機になって先述した「旧慣」から「特別制度」への移行が行われる。

政治空間内部における批判勢力として決定的な役割を担ったのは、謝花昇¹⁴⁾であった。彼が県庁就職を果たしたときの知事は、1892(明25)年赴任以来、「琉球王」「専制王」とあだ名された奈良原繁であった。鹿児島県出身の彼は、県下官界・教育界の主要人事を全て鹿児島人で固め、県政施行以前から「一種の総督政治の如き専制的支配」を行った人物とされる。奈良原は、無禄士族の救済を名目に巨

大な杣山を処分、腹心の役人や地元の特権階級に払い下げた。対して謝花は、杣山の民有性を主張し知事に対立、さらには中央政府に知事の罷免を願い出た。その際、内相板垣退助から知事更迭の内諾を得たようだが、政変によって計画は挫折した。結果、1898（明31）年謝花は県庁を去り、翌年から当山久三、諸見里朝鴻らと政治結社沖縄倶楽部を結成、『沖縄時論』を発刊し、知事批判と民権拡大を訴え、また地方への遊説も展開した。加えて彼は、東京へ往来しつつ奈良原知事更迭、国政への参政権獲得を目指し活動した。この時謝花は、高木正年、田中正造ら有力議員に沖縄への衆院選挙法の適用を要請し、奈良原知事の暴政を訴えてまわったという。結果、領袖星亨、高木正年、尾崎行雄、犬養毅らの尽力もあって県から二名の代表を国会に送る内容を持った改正案が両院を通過した¹⁵⁾。こうした謝花の運動に対して、奈良原知事は露骨に弾劾した。また同時に、公同会運動失敗以来権力と一体化し勢力回復に努めた旧支配層は奈良原を擁護し、その機関紙としての『琉球新報』で謝花らをこき下ろした。謝花ら「沖縄倶楽部」は、資金源としての事業部南陽社（活版印刷及び文具・穀類の販売商社）を開業しつつ、『沖縄時論』の発行を増やし対抗したが、1900（明33）年、沖縄県農工銀行役員改選で謝花らは旧支配層に惨敗し、また南陽社が奈良原の弾圧・妨害によってつぶされると、同士は離散、運動は消滅した¹⁶⁾。

こうして近代沖縄政治空間は、民衆・自由民権運動との対立を経て、県庁と旧琉球藩支配層との結合を果たす。その後、この政治空間はそれに対抗する勢力への締めつけが強化され、その自律性を高めていく。

第三章 近代沖縄経済空間の再構造化

近代沖縄経済空間の構造化の歴史は、まず寄留商人の沖縄市場への参入と市場独占、これに対する旧支配層尚財閥による経済活動という対立図式の生成、そして県庁による両者への事業援助という枠組みの中で生み出されてくる。また明治後期には、財界の有力者が政治空間へと進出していく事態も現れてくる。その歴史を概観してみよう。

寄留商人とは、近代沖縄の経済界に圧倒的な勢力と地位を占め、政治・社会・文化の上で大きな影響を与えた商人（広義には他府県出身の実業家）を言う。その顕著な増加は、西南戦争（1877、明10年）、琉球処分の政治的動乱が一段落した1882、3（明15、6）年あたりからである¹⁷⁾。1887（明20）年には本土からの寄留者は約2000名に達したがその大部分は、経済活動に従事する寄留商人だった。彼らは、那覇を拠点として沖縄経済の中枢部を掌握、社会的にも権威ある寄留商人団を形成した。寄留商人には、歴史的経緯、地理的關係から鹿児島出身者がその大部分を占めた。他に、近畿の市場と結びつきの強かった大阪系寄留商人も次第に勢力を伸ばした。これに対し1880年代には、旧藩王家を中心とした有禄士族層もその経済基盤拡大のために企業活動を展開するようになる。その投下資金源は、尚泰に与えられた一割利子付公債20万円や尚一族の華族年金、県当局に認定された莫大な不動産などであった¹⁸⁾。その目的は、無禄士族の窮乏生活の改善、寄留商人勢力に対する対抗、「復藩」のための資金源の確保などであったという。彼らの活動範囲は、「農、鉱、工、商、運輸、金融、新聞の各方面」におよび、「沖縄におけるたった一つの財閥」を形成するにいたる¹⁹⁾。

明治後期になると、奈良原知事は、1899（明32）年の那覇港開港を契機とした南進貿易振興のための諸施策によって、経済・政治の両面において寄留商人集団と尚財閥を近づけようとした。しかし、1900年代に入り対立は複雑化した。沖縄一本土航路をめぐる鹿児島系寄留商人、大阪系寄留商人、沖縄土着支配層の主導権争いは激化し、また寄留商人の両勢力は対立を避け、尚財閥を圧迫しようとした。これに対し尚財閥はその準機関紙としての『琉球新報』で寄留商人を激しく論難し、寄留商人達は1905（明38）年に『沖縄新聞』を創刊しこれに対抗した。この時、寄留商人の那覇区会などへの政治的進出も顕著となり始める。その後彼らの勢力は拡大し、1923（大12）年には寄留商人団の勢力を背景にした鹿児島系の麓純義が那覇市長に就任するに至る。

このように展開した経済空間の特徴をあげ

るならば、以下の点に要約されるだろう。第一に、寄留商人、尚財閥による民衆からの収奪である。砂糖取引において寄留商人は、沖縄市場と大阪市場を結びつける役割を担ったが、その農民私糖の買い占め方法は、「鹿児島より寄留の商人等、非常高利の金を資力なき農民に前貸しし、砂糖製出の期に至って極めて廉価を以てこれを収取」するという「砂糖前代」方式であった。この方式は、「砂糖産出の間切に限り、疲弊困難最も甚だしく、身を売り債を償ふもの殊に多し」という現象を引き起こした²⁰⁾。尚財閥による収奪の例は、以下ようになる。その商業・貿易活動の中で、例えば丸一商店八重山支店長稲福政文は、尚家の権威を振りかざしつつ八重山の地方役人を雇い、「尚家の物品を売買」させ、民衆に半強制的に押し売りしたり、ただ同然の値段で買ったたたいたという。また開墾事業においても、八重山開墾にあたった稲福は、あたかも「旧藩布令」のような「移住人規則」を作り農民を酷使したとされる。

第二に、県当局と寄留商人との関係の強さである。まず、県による貢糖・買上糖の扱いは、寄留商人に任されている。県のバックアップもあって当時の寄留商人は、大阪砂糖市場の動向を方向づける力を持つようになった。また金融の面でも県庁は、公金管理を寄留商人による銀行に任せている。1880(明13)年、松田通信、児玉東一らは、第百五十二国立銀行を設立。那覇で営業を開始するが、1881(明14)年以降同行は、公金管理を担っている。また1883(明16)年には、鹿児島に本店を置く第百四十七銀行が那覇に支店を開設したが、ここも県庁の公金を扱い、同時に寄留商人相手の預金、貸付業務を行っている²¹⁾。

第三の特徴は、明治政府・県庁と本土大資本との結びつきである。海運面で、明治政府は置県以前から三菱会社と提携して沖縄本土間の交通運輸ルートを開拓していた。その後この分野では鹿児島系寄留商人、大阪系寄留商人、尚財閥が参入し、熾烈な競争が開される。この他、鉱山開発の分野でも政府・県庁は本土大資本と連携している。置県後、西表島の炭坑採掘にあたったのは、三井物産会社であった²²⁾。

ここまで概観して言えることは以下の点であろう。第一にこの時期が、沖縄経済市場が本土市場に包含されていく時期であり、沖縄の民衆が国家規模の市場統合の中で収奪の対象として全国市場の中の下層に位置づけられていく時期であること。第二に、寄留商人、尚財閥の対立の構図が浮かび上がると同時に、両者の競争関係の中で、経済資本保持者によるブロックが形成されること。第三に、このブロック内の対立が経済人の政治空間への進出によって政治空間へも持ち込まれていき、経済・政治空間が民衆を遠ざけつつ大きなブロックとして形成されていくこと。第四に、こうした市場動向に、常に明治政府・県庁が関わりを持ちつつ経済・政治ブロックの確立に関わり続けていることである。

第四章 近代沖縄教育空間の再構造化

この時期の教育空間の構造の特徴は、旧藩王支配階層、地方役人層、一般民衆が、それぞれ独自の動きを示しつつ漸次教育空間に取り込まれていくというものであり、同時に政府・県庁によって進められた皇民化教育、日本本土への同化政策のためのシステムが、教育的ニーズの広がりと共に漸次下へ(旧支配層→民衆)と降ろされていくというものであった。この過程において、本土—沖縄の差別意識が生まれてくる。

I. 明治前期。この時期の教育空間を構造的に描く時重視すべきは、教育ニーズに対応して沖縄県出身教員が増加したにも関わらず、教育空間のヘゲモニーが本土出身教員によって保持し続けられたことであろう。紆余曲折を経て1880年代後半あたりから、相当数の士族・地方役人子弟の就学が実現していくことになるが、それに従い大量の教員が必要となった。1880(明13)年時点では、教員の大半は本土出身者であり、彼らの中には巡查、看守など琉球処分時治安関係に従事しつつ転職したものが多く見られた。1882(明15)年には、小学校教員免許状授与規則が作られ、その後、この試験を通過したものが教員となっていく。この時期、本土の師範学校を卒業し沖縄に招聘されたものが増加する。1885(明18)年の小学校教員数は、沖縄師範学校卒業

者20名、他府県から招いた師範卒業者26名、試験合格者10名、補助員(授業生代用教員等)50名となっている。その後も、他府県師範卒業者、沖縄師範卒業者の数は共に延び、1880年代末には、「教員ハ四分ハ内地人ニシテ残り六分ハ土人ノ師範学校卒業生若クハ検定試験ニ当第シタル訓導又ハ授業生トス」²³⁾という状況になっていく。その後1896(明29)年時点で、県出身者は81%(正教員では74%)となるが、ここに至っても主要校には本土出身教員が配置されていた(なお小学校教員数の増加は、次ようになる。1890年:総計195名、95年:同330名、1900年:同687名、05年同:943名、10年:同1230名)。

こうした中、政府・県庁の教育施策を押し広げると同時に、教員間に施策の内容を確認させていく装置として、1886(明19)年沖縄私立教育会(後に沖縄県私立教育会に改称)が結成されている。会は県内教育関係職員全体を含んで組織され、後には知事も総裁として加入、会長は師範学校校長など県内教育界の要職任務者があつた(組織の陣容を見てみると、1895(明28)年時点で、教育会評議員15名のうち県出身者は、1人のみであり、本土出身の県庁幹部、師範教員、中学校教員、本土出身小学校教員に占められていた)。そのネットワークは、各地域の支部会を介して広まった。こうした教育空間内の本土出身者中心の自律的集団は、沖縄=未開であるという差別意識を根底に置きつつ、沖縄を啓蒙し日本国民に同化させるべきという意識を集団内で醸成させていた。教育会の活動は日清戦争後から活発になり、『琉球教育』の発行、本県出身従軍家族の慰問、凱旋祝賀教育大運動会開催、教育品展覧会開催などを行っている。

こうした空間構造の中で、皇民化・同化教育は展開されていく。皇民化教育が強化されるのは、1886(明19)―87(明20)年、山県有朋内務大臣、森有礼文部大臣、伊藤博文総理大臣、大山巖陸軍大臣、西郷従道海軍大臣らの来沖以降である。このうち山県は、軍事的観点から教育視察を重視し、文部書記官を伴って師範学校、中学校、小学校を視察している。この頃から、「沖縄人の愛国心」を育てる教育が重視され始める²⁴⁾。また同化教育へ

の志向は、例えば次のような文章に現れる。「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムルハ当県施政上ノ最モ急務ニシテ其法固ヨリ教育ニ他ナラス因テ至急普通ノ小学校教科ヲ制シ師範学校ヲ設置シ漸次旧規ヲ改良シ教育ヲ普及ナラシメ度候」²⁵⁾。こうして、教育制度は皇民化・同化教育の実践機関として広がっていった。

1880(明13)年の教育令改正以降、ほぼ全間切に小学校が設立されたが当初は民衆に教育要求は根づいておらず、小学校就学のターゲットとなったのは地方役人層の子弟であった。彼らには就学奨励が行われ、就学が有利になる方法も採られた。例えば中頭小学校では、間切文子の中から14、5～24歳までの21名が強制入学させられたが、学用品と月手当三円が支給されている。その後、小学校が定着していくと、間切・村の事務をあつかう文子を小学校卒業生から採用するようになっていく。中頭では高等小学校卒業生の7割が文子になっている²⁶⁾。こうして就学が、地方役人・教員へのルートとして認識され始めていく。その後就学奨励策は就学督促策的なものに変化する。例えば、欠席者に罰金を課す、欠席者は各自然村の行政責任者の掟の承認を必要とする、掟に欠席を戒める任務を与えるなどの強制力が働くようになっていった。日清戦争後、こうした動向は一般化し始める。結果、就学率・出席率は上昇する(日清戦争前の1892年では、就学率28・0%、出席率73・1%、日清戦争後では、96年、就学率45・6%、出席率81・3%、1900年、就学率68・3%、出席率80・6%)。また地域学校を利用したものの中には、屋取り、居住人とよばれたかつての無禄士族層がいた。後に彼らは、地方役人層と並び新たな地方指導者層を形成していく。

ところで、天皇制イデオロギー浸透の最初のターゲットとなったのは、師範、中学といった将来の沖縄県のリーダーを育てる機関であった(高等教育機関を持たない沖縄では、これらが最高の教育機関であった。その卒業生の多くは、士族層、地方役人層の子弟であると考えられる)。師範学校では、1880年代後半から「御真影下賜」、兵式体操の導入、陸軍歩兵大尉を審査長にした射撃訓練が行われ、1884(明17)年頃から寄宿舎取締規則、通学

生の寄宿制化、寮生活の兵営化、「内地式」生活などの寄宿舎施策がとられる。1888(明21)年には、県下諸学校に先駆けて断髪が行われ、琉装にかわり紺小倉の制服を着用した。また日清戦争開戦の際には夏期休暇中の生徒を帰校入舎させ、対清集団として「義勇団」を結成させた。そして徴兵制実施(沖縄での施行は1898、明31年)以前の1896(明29)年に師範学校卒業生陸軍六週間現役兵が制度化された。中学でも兵式体操実施、「御真影下賜」²⁷⁾、教育勅語渙発奉読式、撃剣科設置、断髪実施などが、この時期行われている²⁸⁾。

Ⅱ. 明治後期。この時期沖縄県師範学校卒業者が増加し、小学校校長として沖縄県出身者も進出していたが、教育空間の実権は、この時期に至っても本土出身者に握られている。その当時の状況を比嘉春潮は次のように伝えている。「滋賀県出身者でかためた中頭、国頭郡と九州出身者でかためた島尻郡とが相拮抗しているかの観があった。沖縄出身者はよそもの扱ひである(1911、明44年当時)」²⁹⁾。中心部における本土出身者の独占と、その周辺部に位置づけられた沖縄県出身者という構図は沖縄県出身教員集団に、皇民化・同化教育の促進による沖縄県人の社会的地位の上昇という志向をより強固なものとして醸成させていく³⁰⁾。また、彼ら教員層の意識を統制、醸成するために機能したのが、官制教員組織である教育会(後に社団法人沖縄教育会→沖縄教育会→沖縄県教育会と改称)である。ここには、学校教員に加え官吏、有志家が参加し、集会には軍人・警察・県主要幹部らが出席している³¹⁾。この時期、さらに皇民化・同化教育を広げるネットワークシステムは広域化していく。各地域では、「学事奨励会」を通しての就学奨励が展開されるようになった。ここでは官吏、地域有力者、教員などを招いて父母や生徒に対する講演を行い、生徒に対して賞品を授与するという形が広く取られた。また1900年代に入ると、地域に青年会が組織されていった。そこでは小学校卒業から徴兵までの間、青年層を皇民化・同化教育の枠組みに取り込む動きがあった。さらに1900年代前半に軍事対応的色彩を持つ愛国婦人会の組織化、1900年代後半には婦人会の組織化が進ん

でいる。

このような空間構造をもって、一般民衆への皇民化・同化教育が展開された。まず、一般民衆へ向けて小学校への就学奨励・督促が行われた。『琉球新報』では1904(明37)年、「小学教員と就学督促」という長論が記載されるが、そこには「学校には出さねばならぬ学問をして居なければ行末は難儀をする」「学校に出せば後々には月給取りになる月給取は儲けがある立派な家も作らるる活計もよくなる」「義務教育として国民たるものは児童を就学せしめて尋常小学校は是非とも卒業させねばならぬ」という文言が並んでいる³²⁾。1900年代に入ると、就学督促が県組織をあげて展開される。1902(明35)年、那覇では数回の督促にもかかわらず就学させない保護者に対して、知事名で戒告書を出して「若し故なく就学せしめざれば」「金三円以内の過料に処すべし」という通告がなされた。佐敷でも「就学せしむる義務を怠りたる廉を以て」「科料金二円の処分」が行われた(1903、明36年)。またこの頃、就学拒否の抜け道であった貧困、疾病理由の就学猶予免除申請に対してもその認定が厳しく行われるようになっていく。こうして徐々に就学率は上昇していった(1911年時点では、就学率95.5%、出席率93.2%に至る)³³⁾。

こうして皇民化・同化教育の範囲は一般大衆へと拡張されていく。皇民化教育は運動会に典型的に現れる。従来からあった勅語下賜記念の運動会に加えて、国頭では1898(明31)年あたりから新兵見送りのために郡内運動会が毎年開かれている。また、日露戦争勝利を記念しての「平和克復と勅語記念の祝賀とを兼ねて催された本県大運動会」には本島全域から、108校、26,000人の生徒が結集している。また1909(明42)年に戊申詔書が出された時の奉読式、1912(大1)年の明治天皇崩御奉悼式及遙拝式の各小学校での実施も、皇民化教育の重要な場であった。同化教育に関して言えば、以前のような方言と「共通語」の対訳風の授業がなくなり、小学一年から日常会話を「共通語」で行う授業が展開されるなかで、方言否定・「共通語」強制の実践が展開されていくようになった。象徴的な例として、方言札の実践がある。生徒・児童同士の会話にお

いて方言を話したものに札を相互につけさせるといふ方言札の実践は、1900年代末から始まるが、この実践は言語をめぐる生徒同士の相互監視を持ち込むことで方言を恥じる風潮を生み出していくことになる³⁴⁾。

おわりに

以上、近代沖縄における政治・経済・教育空間の再構造化の過程を見てきたのだが、この過程が「近代化」における支配層の形成、および「土地整理」以後の土地売買の浸透による富農と小作・傭人（後に工業労働者・移民へとさらに分化）の分化という階級・階層分化の進行に対応したものであったことは重要である。こうした階層分化は、明治政府による国家統合の中にあってまると「中央」と「地方」の格差構造の中に取り込まれていく。また、この過程の中で「進んだ本土」と「遅れた沖縄」という図式が、政府・県庁の中だけでなく沖縄県民衆のレベルの意識に根づいていくことも見逃すことはできない。こうした意識は、政治・経済・教育空間における支配層の集団化の中で醸成され、上意下達システムを確保した政治・教育空間構造の中で民衆に押しつけられていったのである。

そして忘れてはならないのは、三つの支配的空間における新たな支配層の誕生が、それらの集団へのアクセスを制限するものであり、そこから一定数のエリートたちをはじき出したことである。その後彼らは集団化し、自らを主張するために政治・経済・教育空間が生み出す差別意識・言説に距離を置こうとした。その中で彼らは、「ヤマトの外に立ちたいとの志向と、ヤマトの内に加わりたいとの志向」「独自性保持への志向と、『他府県』並みへの志向」³⁵⁾を内包せざるをえないという矛盾の中で、「沖縄」という存在のアイデンティティ獲得への格闘を自らに課すことになった。その中で近代沖縄学的空間は、徐々に形成されていくのである。

この近代沖縄学的空間の誕生を再構成していくためには、その生成過程を彼らが生み出した言説とともに具体的に掘り起こしていく作業、その中心にいた伊波が体現した「みずからをボーリングすることの深い思想」³⁶⁾を

学的空間の生成過程との関連で解析していく作業、そしてこれらを当時の社会構造の中に置き直しつつ解析する作業を必要とするだろう。こうした作業は、今後の課題としたい。

註

- 1) 那覇西村の素封家の家に生まれる。奈良原県政下において沖縄中学ストライキ事件の首謀者の一人として沖縄県尋常中学校を退学処分された後、浪人期間を経て1900年第三高等学校（現京都大学教養部）入学、03年東京帝国大学文科大学校入学。05年「阿麻和利考」、「浦添考」を『琉球新報』に、「琉球の神話」を『史学界』に発表。06年卒業後帰郷、25年上京するまでに資料収集、啓蒙活動、論文発表を行う。09年沖縄県立図書館長に嘱託される。11年『琉球人種論』『古琉球』を発表。その後、『琉球の五偉人』（16年、共著）、『沖縄女性史』（19年、共著）、『古琉球の政治』（22年）、『おもろさうし選釈』（24年）などを発表、「沖縄研究」のオピニオン・リーダーとなる。また、青年・婦人・子どもらへの啓蒙活動、一般県民に向けての講演活動でも精力的に活動し影響力を発揮。上京後『校訂おもろさうし』（25年）、『琉球古今記』、『孤島苦の琉球史』（26年）、『校註琉球戯曲集』（29年）、『南島方言史攷』（34年）、『琉球戯曲辞典』、『をなり神の島』（38年）、『日本文化の南漸一をなり神の島統編』（39年）、『沖縄考』（42年）、『沖縄歴史物語』（47年）などの著作を発表。真境名安興、東恩納寛淳と共に、「沖縄研究」の体系化、情報整理および民衆への啓蒙をめざし、日本本土に対しても沖縄の学術的意味を発信した。
- 2) 『沖縄県史 別巻・沖縄近代史事典』（1977年、沖縄教育委員会編）「沖縄研究」の欄を見ると、1900年代初頭から終戦の間に登場した県出身の研究者達の名前が並んでいる。真境名安興、東恩納寛淳、島袋源七、比嘉春潮、佐喜真興英、喜舎場永洵、宮良当壮、仲原善忠、島袋全発…ここにあげたのはその一部でしかないが、伊波を中心として「沖縄研究」を生産し、発信する学的空間がこの時期広がっていたことがわかる。
- 3) 『古琉球』序文には次のようにある。「二十九の夏、東京に遊学することになった。その時私は余程愚図々々した青年であったが、それでも他日政治家になって、侮辱された同胞の為に奮闘する決心をした。そして二三度高等学校の競争試験に応じて、可なり苦い経験を嘗めた。其間に、私は自分の性質や境遇が、政治生活を送るに適さないということを知り、断然年来の志望を抛つた」。

- 4) なお伊波の年譜は、比屋根照夫『近代日本と伊波普猷』（三一書房、1981年）巻末「伊波普猷略譜」を参照した。伊波の年譜としては、最も緻密なものである。
- 5) 農民を特に苦しめたのは、貢糖制度である。米や塩については、1882年時点で代金納が認められたにもかかわらず、貢糖は、1903年の地租改正まで代金納は許されなかった。その上、貢糖皆納まで私売は固く禁じられた。さらに明治政府による買い上げ糖が農民に課せられている。これは、政府が農民から一定の値段で砂糖を買い上げる制度であるが、政府は沖縄で安価の砂糖（定額）を買い上げ大阪でこれを売り払うことによって、莫大な利益を上げていた。
- 6) 内務卿伊藤博文宛意見書「琉球藩処分案」1878年。
- 7) 置県後の県政の第一の特徴は、県令をはじめとする県庁の役人、地方の役所長、警官等、統治システムの主要ポストが、すべて他府県人によって独占されたことである。第二の特徴は、1909年まで県会がなく、そのため沖縄県地方予算が「国庫支弁」の形を取り、その増減・変更についても帝国議会の審議を経る必要があったことである。これは、県庁が明治政府の意向を直接に反映する出先機関であったことを示している。
- 8) 松田道之編「琉球処分」『明治文化資料叢書』第四巻外交編には次のようにある。沖縄統治の上で「最も困難ナルハ、土地地ヲ知ル者少ナク、言語通セサルヲ以テ、政令ヲ布キ政治ヲ施スニ、皆ナ土族以上ノ者ヲ用ヒテ之カ媒介ヲナサシメルヲ得ス」。
- 9) 日本本土において「秩禄」が解体処分されたのは、1876年である。しかし沖縄での処分は、明治末年の「公債処分」まで引き延ばされている。
- 10) 明治政府・県庁よりの立場をとる集団が開化党（派）、旧支配体制への回帰を切望した集団が頑固党（派）と呼ばれた。
- 11) 初の県費留学生として1881年上京、学習院を経て東京高師で学び、1893年に帰郷。その後尚順や高嶺朝教らと沖縄最初の新聞『琉球新報』を創刊し、やがてその主筆となる。産業経済面に明るく、文学芸術面でも博識を披露した。後に県会議員、県会副議長、首里市長を歴任する。
- 12) 1884年、精糖指導員として宮古島へ渡る。
- 13) 1892年真珠の養殖事業を志し来島した中村は、城間に運動への協力を求められ、政府や議会に代表を派遣・請願するアイデアをもたらした。
- 14) 1865年、本島南部東風平村の中農の家に生まれる。82年、師範学校から選抜されて沖縄県初の県費留学生として太田朝敷らとともに東京に遊学。学習院・東京山林学校・東京農林学校に学び91年帝国農科大学（東大農学部）を卒業。彼の10年の留学期間は、自由民権運動の高揚、弾圧衰退、終息の時期と合致する。「日本近代農学の父」横井時敬の教えを受け、科学的農学を修めて帰郷、直ちに沖縄県初の高等官（県技師）として県庁に就職。専門的知識を活かし開墾主任を務めた。沖縄私立勧業会における演説「甘藷敷地に就いて」（93年）、共著『沖縄糖業論』の自費出版（96年）、沖縄県私立教育会の常集会における講演「農業試験場の実験談」（97年）などを通じて、沖縄農業の「近代化」を説いた。
- 15) しかしその施行については、「土地整理」「地租改正」がなされていないとの理由で「漸次施行論」がとられ、施行期日がうやむやになったまま1912年まで放置されている。
- 16) この運動で私財をなげうった謝花は、その後、神戸駅で突然発狂し1901年に帰郷、正気を取り戻すことなく、08年、数え44歳で死亡した。沖縄における自由民権運動は、日本本土における自由民権運動からかなり遅れて展開された。征韓論に敗退して下野した板垣退助ら元参議らが愛国公党を組織し、1874年民選議員設立白書を左院に提出したことから始まり、88-89年の大同団結運動をもって終結する。これが自由民権運動であった。沖縄において謝花らが国政参加などを主張し始めるのは、98年以降である。つまりこの時期自由民権運動は終息しており、日本本土は民権の主張が国権へ吸収されていく時であった。このことが、謝花らの運動の孤立を進めたとも言えよう。
- 17) 太田朝敷『沖縄県政五十年』（1932年）には、次のようにある。「置県の初期には、西南戦争の創痍がまだ癒えぬ頃だから、本県に手を伸ばすものも少なかったが、明治十五、六年の頃からは、県の役人となって来るものも年々増加し、警察の如きは殆ど鹿児島人が占領するという勢いであった。同時に商人もどしどし入り込んで来て、明治二十年の頃からは、寄留商人といえは社会的にも頗る権威ある団体であったが、その寄留商人とは鹿児島商人の別名であった」。
- 18) 尚家は県内市場への投資だけでなく、日本本土においても最大の鉄道会社であった日本鉄道にも投資し、その大株主であった。1897（明31）時点で、尚寅名義で8621株、尚泰名義で7424株の所有者であった（岩波講座 近代4『日本歴史』、1968年）。
- 19) 仲原善忠『琉球の歴史 下』、1953年。
- 20) 『大隈文書—沖縄関係一』、1966年、沖縄歴史研究会複製版。
- 21) これに対し、旧藩王支配層が自らの金融機関沖縄銀行を設立したのは、1900年である。

- 22) 炭坑採掘に従事した坑夫は、日本本土から来た労働者も含めて130名程だったが、大部分は沖縄県監獄の囚人であり、汽船積入の人夫は地元の人たちであった。賃金は、他府県人の場合で「一日一人に付、食費他30銭」、地元の人の場合「一日一人に付、食費他10銭」というものだった。ここには、可能な限りの低コストで最大の利潤をあげようという政府・三井資本の意図が見て取れる。しかも、西表島はマラリアの猖獗地帯であったため犠牲者は続出し、三カ年で100名を越す死亡者を出している。
- 23) 小泉又一「沖縄風土一斑」『東京茗溪会雑誌』、1890年。
- 24) 『山県有朋復命書』、1886年。
- 25) 「沖縄県より大蔵省への上申書」、1879年。
- 26) 文子(ティクグ)。旧藩時代、大まかに言って間切番所には最高責任者の地頭代、幹部役人としての捌理(サバクリ)-首里大屋子(オオヤコ)・大掟(オオウッチ)・南風掟(ハエウッチ)・西掟(ニシウッチ)を指す-、捌理の下で事務業務を行う文子、村には長である掟以下、耕作当、山当、頭、作事という業務階層があった(これらを総称して地方役人と呼ばれたが、地方役人として特権を有していたのは掟以上であった)。近世沖縄においては各間切・島におかれていた筆算稽古所を出て、さらに御殿(ウドウン)、殿内(トゥンチ)の奉公を経た後、地方役人になるというルートが作られていた(浅野誠、佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」『琉球大学教育学部紀要』第20集第一部、1976年)。小学校設置当初、筆算稽古所の機能の一部を引き継ぐことによって小学校は、地方役人層を取り込もうとしたのである。
- 27) 各地方小学校への「御真影下賜」は、日清戦争前までになされた。
- 28) その後中学は、士族層・地方役人層の社会的地位維持・上昇機関として位置づけられていく。中学校卒業者の進路は、1888～98年(総計58名)では、高等学校・専門学校への進学11名(19%)、官庁22名(38%)、小学校教員16名(28%)であったが、卒業者はさらに増加し、1902～05年(総計196名)では、進学75名(38%)、官吏19名(10%)、教員34名(17%)となっている。
- 29) 比嘉春潮『年月とともに』、1946年、『沖縄タイムス』に連載。
- 30) ここでの沖縄県教員の位置は、政府・県庁の教育施策を住民生活の場で展開する点で、「旧慣」時代の地方役人のそれと類似するものであった。実際、小学校教員の中でその比率を高めつつあった沖縄県出身教員の多くは、郡部の地方役人層出身者であり、それにかつての無禄士族層が加わっていた。
- 31) 教育会は、夏期講習会、名士の講演(毎年二回)、教育事項の研究答申、教育品展覧会、県下大運動会開催、全国連合教育会への会員派遣、幻燈会・音楽会主催などを行った。『琉球教育』(1906年、『沖縄教育』と改称)は、その機関誌として重要な役割を果たしていた。また教育会は、八重山、那覇に支部を置くことによって、全地域での活発な支部活動を展開している。
- 32) こうした論調は、「我々の子供は物書きにはなさぬから学校にやる必要はない」「農業をさする子供には文字と算盤とが大禁物だ文字を知ればこそ生意気になって農業向には働かぬ」「先祖代々農業で暮らして来たものを当代の子が算盤を知て勘定をなし損と見たならば農業を廃するのである」などの就学への消極的な態度を問題にしたものだった。こうした態度には、貧困という問題もあった。1901年の不就学児童の事由を見ると、87%が「貧困ノ為メ」、13%が「病疾ノ為メ」であった。これらに対しては、義務としての就学という論理が対置された。1901年から出発した四年制義務教育制度は、沖縄における徴兵制実施(1989年)を契機としつつ、皇民化・同化教育の一般大衆化を意図したものであった。
- 33) 就学率の上昇は、校舎の新增築、教員増の需要増をもたらすが、これにともない教育費が激増した。その資金調達には基本的に各間切に任されており、そのため住民からの教育費徴収は激増した。教育費の激増を名護地区を例にとってみると1890年=歳出中教育費比率21%、1900年=49%、01年=56%となっている。そうした中、就学率上昇に対応する形で小学校数が増加した。その数は、1896年時点、123校→1905年時点、153校となっている。こうして、全県下の児童が通学可能な場所に小学校が設立された。この時期、一方で教育費の増加に対する反対運動が宮古で展開されるが、他方で大里小学校移転新築をめぐって遠距離通学となる与那原地区住民が小学校分離設立を要求するなど、学校に対する住民意識が多様化してくる。
- 34) 沖縄で展開された皇民化・同化施策は、台湾領有以後、諸植民地における皇民化教育・同化教育のモデルとなっていく。その中で、「進んだ本土」「遅れた沖縄」さらに「遅れた台湾」という差別意識の重層構造が歴史的に生み出された。
- 35) 鹿野政直『沖縄の淵 伊波普猷とその時代』岩波書店、1993年。序、vii-viii頁。
- 36) 前掲書、序、viii頁。